

会報

第28号

フロンていあ

覚満淵(かくまんぶち)

群馬県前橋市富士見町赤城山にある湿原。赤城山の山頂付近、大沼の南東600メートルの位置にあり、小沼にも近い。周囲800mほどの中間湿原／高層湿原です。湿生植物と高山植物の宝庫で、「小尾瀬」とも称される。古くは湖であったが、覚満川を通じて水が大沼へ流出し、湿原となったもの。平安時代、比叡山延暦寺の高僧、覚満がここで法会を行ったということに由来する。



一般社団法人
群馬県フロン回収事業協会

平成30年3月

「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました

1. 本法律案の趣旨

オゾン層破壊効果のあるフロン¹の削減義務を課した「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」(1987年採択)を受けて、国内担保措置として、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)に基づき、「特定フロン」の製造・輸入を規制し、オゾン層破壊効果のない「代替フロン」への転換を図ってきました。

2016年10月、この「モントリオール議定書」の改正が採択され、代替フロンについても、地球温暖化に影響を与えることに鑑み、その生産量・消費量の削減義務が課されることになりました。

本法律案では、この議定書改正の国内担保を行うため、特定フロンと同一の枠組みで、代替フロンの製造及び輸入を規制する等の措置を講じます。これにより、オゾン層を破壊せず温暖化影響も小さい「グリーン冷媒²」への転換を進めます。

2. 本法律案の概要

現行法における特定フロンについての措置と同一の枠組みで、以下の措置を講じます。

1. 経済産業大臣及び環境大臣は、議定書に基づき我が国が遵守すべき代替フロンの生産量及び消費量の限度を定めて公表します。
2. 代替フロンの製造及び輸入について、
 - I. 代替フロンを製造しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととします。
 - II. 代替フロンを輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法の規定に基づく経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならないこととします。

3. 施行期日

議定書改正が我が国について効力を生ずる平成31年1月1日とします。

* グリーン冷媒 = HC、CO₂、HFOの3種(グリーン購入法に基づく)

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案【オゾン層保護法】の概要

- 1 **背景** オゾン層破壊効果のあるフロンの生産量・消費量の削減義務を課した「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」(1987年採択)を受けて、国内担保措置として、オゾン層保護法に基づき「**特定フロン**」の製造・輸入を規制し、オゾン層破壊効果のない「**代替フロン**」への転換を図ってきた。
 しかしながら、2016年10月、ルワンダのキガリにて議定書が改正され、**代替フロン**についても、地球温暖化に影響を与えることに鑑み、その生産量・消費量の削減義務が課されることになったことから、新たな国内担保措置が必要となっている。
 なお、今回の議定書改正については、今次通常国会で承認を求める予定である。



- 2 **法律の概要** モントリオール議定書改正に基づく代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、新たな国内担保措置として、代替フロンの製造及び輸入を規制する等の措置を講ずる。

- 3 **措置事項の概要** 現行法における特定フロンについての措置と同一の枠組みで、以下の措置を講ずる。

○ 経済産業大臣及び環境大臣は、議定書に基づき我が国が遵守すべき**代替フロンの生産量・消費量の限度を定めて公表**する*。

○ 代替フロンの製造及び輸入について

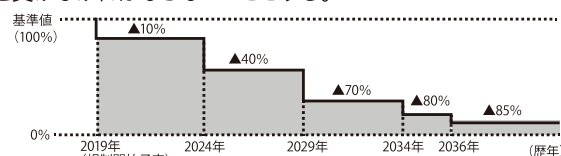
・ **製造**しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととする。

・ **輸入**しようとする者は、外為法の規定に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととする。

* 議定書改正に基づく代替フロンの削減義務

・ 生産量、消費量それぞれについて、2011-2013年実績の平均値から計算された基準値を基に、2019年以降段階的に削減する。

・ 特に厳しくなる**2029年の削減義務(推計約2,200万CO₂-t)**を達成すべく、グリーン冷媒及びそれを活用した機器の開発・導入を計画的に推進していく。



報告

平成29年度 フロン充填回収業者等指導対策事業委託業務

趣旨

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成25年6月12日法律第39号)に定めるフロン類充填回収業者等が適正に事業実施を行っていることの確認、指導を行う事業です。



小田切指導員による啓発指導

実施期間

平成29年9月25日から平成30年3月15日までとする。



啓発指導での相談や確認



適正に実施されているか確認

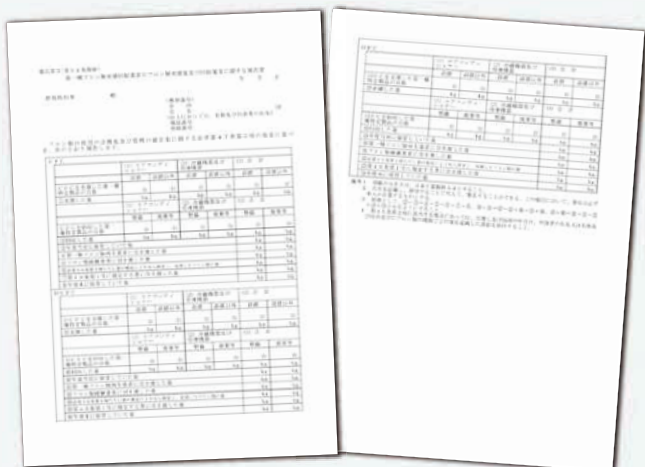
小田切指導員の フロン類充填回収業者(77業者)に対する訪問指導を終えての感想

フロン回収破壊法施行時の地道な普及取り組みの成果で、回収量の報告、行程管理票の運用、回収フロンの保管、破壊業者への引渡し等は行われていた。しかし、フロン排出抑制法に改正され、新たに義務づけられたユーザーへの充填証明書・回収証明書の発行については、多くの業者で発行していなかった。今後の啓発指導にあたっては、今まで以上に充填証明書・回収証明書発行の意義を説明し、証明書の発行・保管をして頂けるよう取り組んでいきたい。

お知らせ 群馬県からの委託事業 充填量・回収量の報告書は5/15までに提出してください

報告書作成上の留意事項

- 1 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下、「フロン排出抑制法」という。)第47条第3項及び同法施行規則第52条の規定により、当該年度終了後45日以内(5月15日まで)に、フロン類充填量・回収量等に関する報告書を登録した都道府県知事あてに提出しなければなりません。
- 2 登録した都道府県内における第一種特定製品の整備又は廃棄等に伴い充填及び回収したフロン類の充填量・回収量等が報告の対象であり、第一種フロン類充填回収業者が登録した都道府県知事あてに報告します。
したがって、群馬県内を拠点(本社)とする業者であっても、県外でフロン類の充填・回収を行った場合は、充填・回収場所を管轄する都道府県における充填量・回収量として当該都道府県知事あてに報告することになります。



報告書は当協会へ郵送
または持参してください

5/15(火)
まで

提出方法及び提出先 (県からの委託事業)

一般社団法人
群馬県フロン回収事業協会
〒371-0025
前橋市紅雲町一丁目7番12号住宅公社ビル4F
tel.027-260-8234

ご報告

平成29年度

公益信託 地球環境保全フロン対策基金助成金事業

シンポジウム「フロン対策一歩みと展望」

本シンポジウムはフロン類等に係るオゾン層破壊や地球温暖化への対策の現状と課題に関して、モントリオール議定書採択30周年の記念事業の一環として開催。第1部は基調講演及び記念講演、第2部はフロン排出抑制法に係る県行政の取り組み及び冷凍空調機器の定期点検等の技術的説明会を実施いたしました。

開催日、会場など

開催日： 平成29年12月7日(木) 13:30～16:30

開催場所： 高崎市総合福祉センター たまごホール(高崎市末広町)

参加者： 冷凍空調機器管理者(所有者)、フロン類充填回収業者、環境関係県市町村、職員及び団体職員、建設業者等

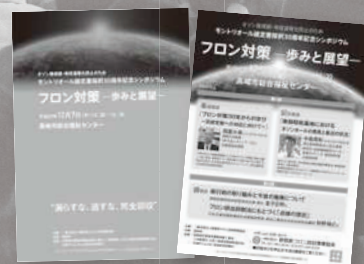
参加人数： 250名

主催： 一般社団法人群馬県フロン回収事業協会

共催： 群馬県

後援： 協同組合群馬県機械設備工業会、上毛新聞社、日本工業経済新聞

前橋支局、空調タイムス社、群馬経済新聞社



シンポジウムの内容

フロン類等の温室効果ガス対策の現状と課題に関するシンポジウム「フロン対策一歩みと展望」と題して第1部・第2部制として実施。

[第1部] 基調講演：「フロン対策30年からの学び～気象変動への対応に向けて」群馬大学教授 西園大実氏

記念講演：「南極昭和基地におけるオゾンホール発見と最近の状況」

国立研究開発法人国立環境研究所地球環境研究センター主席研究員 中島英彰氏

[第2部] 1、「県行政の取り組みと今後の施策について」群馬県環境森林部環境保全課補佐 金子正明氏

2、「フロン排出抑制法にもとづく点検の現状について」

日本冷凍空調設備連合会登録説明員・細谷工業株式会社技術顧問 狩野博之氏



藤田代表理事 開会挨拶



西園氏 基調講演



中島氏 記念講演



会場の様子



群馬県環境森林部 県行政説明 金子氏



狩野氏 点検の現状についての説明



町田副委員長 謝辞



針谷実行委員長 閉会挨拶

技術をしっかり身につける

技術講習会 1

平成29年度 群馬県フロン回収技術講習会を開催

平成29年10月2日(月) 10:00~17:00 群馬県庁舎29階291会議室

毎年度群馬県と当協会との共催により、県庁舎の大会議室を会場として技術講習会を実施しているが、本年度は66名が受講しました。講習会終了後に行う修了試験に合格した受講者には、フロン類回収作業に精通した「十分な知見を有するもの」と認められ群馬県知事より修了証が交付され、当協会より技術者証を発行します。

講習内容

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| 1.フロンと地球環境 / 柳沢講師 | 5.フロンの回収と高圧ガス保安法 / 柳沢講師 |
| 2.フロン回収用機器 / 梅田講師 | 6.フロン回収破壊法の改正 / 柳沢講師 |
| 3.フロン回収作業(回収実演・大谷講師) / 梅田講師 | 7.フロン類回収業者登録等に関する説明 / 県環境保全課 金子補佐 |
| 4.フロンの破壊処理 / 梅田講師 | 8.修了試験 |



フロン回収実演の様子

技術をしっかり身につける

技術講習会 2

平成29年度 群馬県フロン類充填回収技術講習会を開催

平成30年1月29日(月) 9:30~17:00 群馬県庁舎29階291会議室

当協会及び県(環境保全課)との共催にて平成29年度「群馬県フロン類充填回収技術講習会」を開催しました。この技術講習会は国(環境省・経産省)よりフロン排出抑制に係る知識等の取得を伴う講習の適正性を確認され、講習区分Cとして認められ実施しております。本年度は24名が受講しました。この講習会の終了後には修了考査を行い、合格者には群馬県知事より修了証が交付され、また、協会からは携帯用の技術者証を発行します。

講習内容

- | | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| 1.冷媒フロン類の地球環境問題 / 柳沢講師 | 5.冷媒フロン類の回収・充填 / 狩野講師 |
| 2.冷凍空調機器に係る関係法令 / 柳沢講師 | 6.フロン回収破壊法の改正 / 柳沢講師 |
| 3.冷凍の基礎と冷凍機内の冷媒状態変化 / 梅田講師 | 7.群馬県フロン類充填回収技術講習会 運用規定 / 県環境保全課 金子補佐 |
| 4.冷凍空調機器の漏えい点検・修理 / 梅田講師 | 8.修了考査 |



充填回収技術講習会の様子

社会へ向けての啓蒙活動

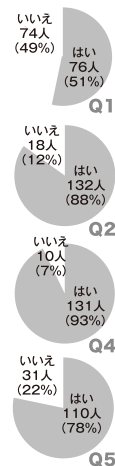
第19回 ぐんま環境フェスティバル アンケート結果をまとめました

平成29年9月30日(土) ヤマダ電機LABI1高崎 イベント会場 (主催:ぐんま環境フェスティバル)

当協会ではオゾン層破壊・地球温暖化に影響のある冷媒フロンについて、知ってもらうよい機会として、毎年この環境フェスティバルに参加出展しています。前号、27号に出展の記事は掲載いたしました。この号では来場の方のアンケート調査結果といただいたご意見をまとめました。

来場者によるアンケート調査結果(回答者 150名:男性71名・女性79名)

- Q1:** 当協会の会員事業所が日頃から、フロンガスの回収・破壊処理業務に携わっていることをご存じですか?
- Q2:** フロンガスを大気中に放出することによりオゾン層が破壊され、皮膚ガンや白内障等人体に害を与えることをご存じですか?
- Q3:** ご家庭で使われている下記の機器のうち、フロンガスが使用されている機器はどれでしょうか?
 エアコン 115人(76%) 洗濯機 4人(3%) 電子レンジ 7人(5%) 冷蔵庫 109(73%)
- Q4:** 二酸化炭素(CO2)やフロンガスなど温室効果ガスの大気中への放出により、地球の温暖化が進行していることをご存じですか?
- Q5:** 地球温暖化を防止するため、国際的にフロンガスなどの温室効果ガスの排出抑制対策として「京都議定書」が採択され、各国に対して排出量の削減目標を定めていることをご存じですか?



来場者の ご意見・ご要望

- ・これからも環境のため頑張ってください。(10代男性)
- ・適正処理よろしくをお願いします。(30代男性)
- ・家庭生活で必要な排出量削減の方法をPRして下さい。(50代女性)
- ・とても大事な活動だと思いますので頑張ってください。(50代女性)

	国		群馬県		協会員		県の 回収量に 対する 協会の 回収量 (%)
	設置時充填量	1,707,070	設置時充填量	33,522	設置時充填量	18,401	
	設置以外充填量	3,443,261	設置以外充填量	64,303	設置以外充填量	33,636	
	廃棄の際	修理の際 (整備)	廃棄の際	修理の際 (整備)	廃棄の際	修理の際 (整備)	
全体回収量	3,708,458	1,388,484	67,697	20,615	30,839	7,728	44%
当初に保管していた量	106,051	121,178	2,894	1,356	1,299	277	
フロン破壊業者に引き渡した量	2,308,803	839,639	51,212	13,600	27,283	3,334	
自ら再利用した量	1,388,796	530,193	16,220	6,996	865	306	
第49条に規定する者に引き渡した量	—	—	—	—	2,944	4,091	
年度末に保管していた量	117,895	139,426	3,159	1,374	1,046	274	

(注：小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に合致しない)

平成29年度後期事業活動状況

10月

- 平成29年度「群馬県フロン回収技術講習会」実施受講者66名(県庁291会議室)
- 総務委員会開催「フロンていあ27号」の編集等について
- 「群馬県フロン回収技術講習会」採点会議
- 「フロンていあ27号」発行、会員及び関係機関へ発送
- 群馬県地球温暖化対策西部地域協議会先進地視察研修(小田切指導員)
- フロン対策一歩みと展望—シンポジウム打合せ(県保全課金子補佐、狩野氏)
- 「平成29年度公益信託地球環境保全フロン対策助成事業」フロン対策一歩みと展望—シンポジウム 第2回実行委員会開催
- 「平成29年度公益信託地球環境保全フロン対策助成事業」フロン対策一歩みと展望—シンポジウム チラシ案内発送
- 「平成29年度群馬県冷媒フロン類充填回収技術講習会」開催案内発送

11月

- フロン対策一歩みと展望—シンポジウム打合せ(西園教授、事務局)
- フロン対策一歩みと展望—シンポジウム高崎総合福祉センターにて打合せ(山田理事・原人社・事務局)

12月

- 役員会開催

- 「平成29年度公益信託地球環境保全フロン対策助成事業」フロン対策一歩みと展望—シンポジウム 高崎総合福祉センター 13:30~17:00
- 「平成29年度群馬県冷媒フロン類充填回収技術講習会」受講資格書類審査(県保全課金子補佐、山田理事、柳沢氏、梅田氏、狩野氏、事務局)

1月

- 県及び関係団体他年始あいさつ(副会長、山田理事、事務局)
- 「平成29年度群馬県冷媒フロン類充填回収技術講習会」について打合せ(県保全課金子補佐、山田理事、柳沢氏、梅田氏、狩野氏、事務局)
- 「平成29年度群馬県冷媒フロン類充填回収技術講習会」開催 1月29日(県庁291会議室) 受講者24名

2月

- 「平成29年度群馬県冷媒フロン類充填回収技術講習会」合否判定委員会(県保全課金子補佐、合否判定委員、事務局)
- 群馬県設備四団体協議会 平成29年度交流会 メトロポリタン高崎(山田理事)

3月

- 平成29年度フロン排出抑制法に関する説明会(全国都市会館) 事務局
- 総務委員会開催「フロンていあ29号」編集等について
- 「群馬県フロン充填回収業者等指導対策事業委託業務」について打合せ(県保全課金子補佐、小田切指導員)
- 「平成30年度群馬県フロン回収技術講習会」について打合せ(県保全課金子補佐、柳沢氏、梅田氏、狩野氏、事務局)
- 三役会開催

新入会員 (敬称略)

平成29年9月より平成30年3月までの新入会員のご紹介です。

株式会社 グンレイ

代表取締役

穂積 要治

館林市尾曳町7番31号

tel.0276-72-7567

この度入会させて頂きました。一般冷凍・冷蔵・空調設備の設計・施工修理一式を業務としております。今後ともどうかよろしくお願ひ申し上げます。

田島空調設備

代表者

田島 宏明

前橋市高井町1-26-8

サンハイツ高井305

tel.090-8011-0789

この度入会させて頂きました。空調設備全般の工事・修理等を業務としております。宜しくお願い致します。

有限会社 メイダイ空調

代表取締役

小山 明大

北群馬郡榛東村広馬場2194番地6

tel.0279-20-5043

冷凍機の修理、保守メンテナンス及び工事業務をしています。この度、事業拡大に伴い当協会に加入いたしました。関東、上信越圏のフロンガス回収事業所登録、フロン排出抑制法に基づく回収、破壊業務遂行しております。

エムスタイル有限会社

取締役

武笠 修一

伊勢崎市馬見塚町278-1

tel.0270-32-5356

公共施設・工場・オフィスの空調設備のご提案、更新・修繕を業務とし困ったときに思い出していたような、地域に貢献できる企業となれるよう努力して参ります。



平成30年度
協会からの
ご案内

通常総会のご案内

下記日程にて、通常総会を開催します。
日時：平成30年5月28日(月) 17:00
内容：通常総会、懇親会
場所：ホテルメトロポリタン高崎
高崎市八島町222

群馬県フロン回収技術講習会のご案内

本講習会は、県環境保全課と当協会との共催により開催しています。
運営は当協会が行いますが、講習会終了後の試験に合格した受講者
には群馬県知事より修了書が交付されます。
日時：平成30年10月1日(月) 10:00～17:00(予定)
場所：県庁舎29階 291会議室

フロン排出抑制法により
定期点検が定められています。

当協会では定期点検シールを販売しています。ご利用ください。法に基づく定期点検の対象及び点検頻度は下記の通りです。

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kw以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kw以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kw以上50kw未満のエアコン	3年に1回以上

7.5kw以上50kw未満の業務用エアコンの定期点検は、3年に1回以上となっています。この定期点検は「十分な知見を有する者」(専門業者・第1種フロン類充填回収事業者登録業者)が行わなければなりません。

定期点検済みシール 180円



フロン回収済シール

フロン回収済の機器には必ず貼付してください。
回収済シール 100円



フロン完全回収宣言の自動車用ステッカー

回収宣言ステッカー (115×600mm)
マグネット・シールの2タイプ (無料)



フロン回収容器の貸し出しを行っています ご利用ください

当協会では、フロン回収容器 (20kgボンベ・100kgボンベ) の貸し出しを行っています。
回収容器の配備状況、利用手続きは以下のとおりです。

● 利用の手続き



● 配置場所

中央地区管理センター (株)ヤマト内	Tel.027-290-1813	担当:池田・内田
東地区管理センター 中西工業(株)内	Tel.0270-25-5900	担当:五十嵐・神田
西地区管理センター 細谷工業(株)内	Tel.027-362-7711	担当:野本・大谷
南地区管理センター 藤田テクノ(株)太田支店内	Tel.0276-46-1348	担当:深澤・秋山

- 貸出料(1日) 20kg…… 50円
100kg…… 100円

● 配備状況

配置場所	20kg	100kg	アダプター
中央地区	30本	3本	5本
東地区	30本	3本	5本
西地区	35本	3本	5本
南地区	25本	3本	3本

正会員

中央地区

Table listing members in the Central region with columns for company name, address, and phone numbers.

東地区・南地区

Table listing members in the Eastern and Southern regions with columns for company name, address, and phone numbers.

Table listing members in the Western region (continued from previous page) with columns for company name, address, and phone numbers.

西地区

Table listing members in the Western region with columns for company name, address, and phone numbers.

賛助会員

Table listing supporting members with columns for company name, address, and phone numbers.